

議案第 18 号

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 条)及び同法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)の一部改正並びに大阪府国民健康保険運営方針を踏まえた本市の国民健康保険事業の運営に関し必要な事項を定めるとともに、国民健康保険料の軽減判定所得基準額の変更その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

# 羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険条例(昭和35年羽曳野市条例第172号)の一部を次のように改正する。

目次中「本市が行う国民健康保険」を「本市が行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会(第2条)」を「羽曳野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(第2条―第2条の3)」に、「第32条」を「第31条」に改める。

「第1章 本市が行う国民健康保険」を「第1章 本市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条(見出しを含む。)中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章を次のように改める。

第2章 羽曳野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

(羽曳野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称)

第2条 羽曳野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、羽曳野市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)とする。

(協議会の委員の定数)

第2条の2 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(規則への委任)

第2条の3 この章に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。

第11条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「後期高齢者支援金等賦課額(同項)」を「後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号)」に、「介護納付金賦課被保険者(同項)」を「介護納付金賦課被保険者(同項第3号)」に、「介護納付金賦課額(同項)」を「介護納付金賦課

額(同号)に改める。

第 11 条の 3 中「保険料のうち」を「保険料の賦課額のうち」に改め、同条ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第 81 条の 2 第 4 項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第 81 条の 2 第 9 項第 2 号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用

の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第 74 条の規定による補助金の額

イ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額

(ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。)第 6 条第 6 項第 1 号に掲げる額(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和 38 年厚生省令第 10 号)第 6 条第 3 号から第 10 号まで及び附則第 7 条第 2 号に掲げる額の合算額を除く。以下同じ。)

(イ) 算定政令第 6 条第 6 項第 2 号に掲げる額

(ウ) 算定政令第 6 条第 6 項第 3 号に掲げる額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第 6 条第 6 項第 1 号に掲げる額並びに同項第 2 号及び第 3 号に掲げる額を除く。)の額

第 15 条第 1 項第 1 号中「100 分の 50」を「100 分の 45.8」に、「、基礎控除後」を「一般被保険者に係る基礎控除後」に改め、同項第 2 号中「100 分の 35」を「100 分の 33.4」に、「、当該年度の初日」を「当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度」に

改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「100分の15」を「100分の20.8」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第15条の6の2ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第15条の6の5第1項第1号中「100分の50」を「100分の45.8」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の33.4」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア中「100分の15」を「100分の20.8」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号ウ中「数」を「額」に改める。

第15条の7ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)

及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第15条の8第1項中「合計額」を「合算額」に改め、「並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額」を削る。

第15条の11第1項第1号中「100分の50」を「100分の45.4」に、「、介護納付金賦課被保険者」を「介護納付金賦課被保険者」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の54.6」に、「、当該年度の初日」を「当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「介護納付金額賦課被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号を削る。

第17条第1項の表を次のように改める。

第1期	6月1日から	同月30日まで
第2期	7月1日から	同月31日まで
第3期	8月1日から	同月31日まで
第4期	9月1日から	同月30日まで
第5期	10月1日から	同月31日まで
第6期	11月1日から	同月30日まで
第7期	12月1日から	同月25日まで
第8期	1月1日から	同月31日まで
第9期	2月1日から	同月末日まで
第10期	3月1日から	同月31日まで
随時期	4月1日から	同月30日まで

第19条第1項第2号中「270,000円」を「275,000円」に、「合計数で」を「合計数を」に改め、同項第3号中「490,000円」を「500,000円」に改め、同条第2項中「(前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)」及び「(「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」)」を削り、同条第4項中「520,000円」を「540,000円」に改める。

第 21 条及び第 22 条を次のように改める。

第 21 条及び第 22 条 削除

第 22 条の 2 第 2 項中「あわせて第 2 期及び第 3 期」を「併せて第 2 期から第 10 期まで」に改め、「とき、又は、第 4 期の納期において当該納期分の保険料とあわせて第 5 期から第 12 期までの保険料を一括して納付した」を削る。

第 26 条第 2 項中「者は、」の次に「納期限までに」を加える。

第 26 条の 3 第 2 項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

第 27 条を次のように改める。

(委任規定)

第 27 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別にこれを定める。

第 32 条を削る。

附則第 8 条(見出しを含む。)中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽曳野市国民健康保険条例第 6 章の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



羽曳野市国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章 <u>本市が行う国民健康保険の事務</u>(第 1 条)</p> <p>第 2 章 <u>羽曳野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>(第 2 条－第 2 条の 3)</p> <p>第 3 章～第 7 章</p> <p>第 8 章 罰則(第 28 条－<u>第 31 条</u>)</p> <p>附則</p> <p>    第 1 章 <u>本市が行う国民健康保険の事務</u> (<u>本市が行う国民健康保険の事務</u>)</p> <p>第 1 条 <u>本市が行う国民健康保険の事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>    第 2 章 <u>羽曳野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> (<u>羽曳野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称</u>)</p> <p>第 2 条 <u>羽曳野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、羽曳野市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)とする。</u> (<u>協議会の委員の定数</u>)</p> <p>第 2 条の 2 <u>協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>被保険者を代表する委員 4 人</u></p> <p>(2) <u>保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 人</u></p> <p>(3) <u>公益を代表する委員 4 人</u></p> <p>(4) <u>被用者保険等保険者を代表する委員 2 人</u></p> <p>(<u>規則への委任</u>)</p> <p>第 2 条の 3 <u>この章に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。</u></p> <p>第 3 条～第 11 条 省略 (<u>保険料の賦課額</u>)</p> <p>第 11 条の 2 <u>保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u>及び<u>後期高齢者支援金等賦課額(同項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</u>並びに<u>介護納付金賦課被保険者(同項第 3 号に規定する</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 <u>本市が行う国民健康保険</u>(第 1 条)</p> <p>第 2 章 <u>国民健康保険運営協議会</u>(第 2 条)</p> <p>第 3 章～第 7 章</p> <p>第 8 章 罰則(第 28 条－<u>第 32 条</u>)</p> <p>附則</p> <p>    第 1 章 <u>本市が行う国民健康保険</u> (<u>本市が行う国民健康保険</u>)</p> <p>第 1 条 <u>本市が行う国民健康保険</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>    第 2 章 <u>国民健康保険運営協議会</u> (<u>国民健康保険運営協議会の委員の定数</u>)</p> <p>第 2 条 <u>国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>被保険者を代表する委員 4 人</u></p> <p>(2) <u>保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 人</u></p> <p>(3) <u>公益を代表する委員 4 人</u></p> <p>(4) <u>被用者保険等保険者を代表する委員 2 人</u></p> <p>2 <u>協議会に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第 3 条～第 11 条 省略 (<u>保険料の賦課額</u>)</p> <p>第 11 条の 2 <u>保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 29 条の 7 第 1 項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u>及び<u>後期高齢者支援金等賦課額(同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</u>並びに<u>介護納付金賦課被保険者(同項に規定する</u></p>

介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額)

第 11 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第 19 条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額)

第 11 条の 3 保険料のうち一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第 19 条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 26 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合には、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第 81 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の納付に要する費用の額、同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の納付に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務(前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」

ウ 法第 81 条の 2 第 4 項の財政安定化基金  
拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第 81 条の 2 第 9 項第 2 号に規定する  
財政安定化基金事業借入金の償還に要する  
費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用  
(国民健康保険の事務の執行に要する費用  
を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養  
の給付に要する費用の額から当該給付に係  
る一部負担金に相当する額を控除した額並  
びに入院時食事療養費、入院時生活療養  
費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護  
療養費、特別療養費、移送費、高額療養費  
及び高額介護合算療養費の支給に要する費  
用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の  
一般被保険者に係る国民健康保険事業費納  
付金の納付に要する費用(大阪府の国民健  
康保険に関する特別会計において負担する  
後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及  
び介護納付金の納付に要する費用に充てる  
部分に限る。)及び退職被保険者等に係る  
国民健康保険事業費納付金の納付に要する  
費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第 74 条の規定による補助金の額

イ 法附則第 22 条の規定により読み替えら  
れた法第 75 条の規定により交付を受ける  
補助金(国民健康保険事業費納付金の納付  
に要する費用(大阪府の国民健康保険に関  
する特別会計において負担する後期高齢者  
支援金等、病床転換支援金等及び介護納付  
金の納付に要する費用に充てる部分に限  
る。以下このイにおいて同じ。)に係るも  
のを除く。)及び同条の規定により貸し付  
けられる貸付金(国民健康保険事業費納付  
金の納付に要する費用に係るものを除  
く。)の額

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保  
険給付費等交付金(エにおいて「国民健康  
保険給付費等交付金」という。)(退職  
被保険者等の療養の給付等に要する費用  
(法附則第 22 条の規定により読み替えら  
れた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付

という。))及び高齢者医療確保法の規定による  
病床転換支援金等(以下「病床転換支援金  
等」という。))並びに介護保険法(平成 9 年法  
律第 123 号)の規定による納付金(以下「介護  
納付金」という。))の納付に関する事務を含  
む。次号において同じ。)の執行に要する費  
用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養  
の給付に要する費用の額から当該給付に係  
る一部負担金に相当する額を控除した額、退職  
被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時  
生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪  
問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療  
養費及び高額介護合算療養費の支給に要する  
費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転  
換支援金等及び介護納付金の納付に要する費  
用の額を除く。)の合算額から法附則第 7 条  
第 1 項第 2 号に規定する調整対象基準額に同  
号に規定する退職被保険者等所属割合(以下  
「退職被保険者等所属割合」という。)を乗  
じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法  
の規定による前期高齢者交付金がある場合  
には、これを控除した額)

(2) 当該年度における法第 70 条の規定による  
負担金(高齢者医療確保法の規定による後  
期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」と  
いう。))及び高齢者医療確保法の規定による  
病床転換支援金(以下「病床転換支援金」と  
いう。))並びに介護納付金の納付に要する費  
用に係るものを除く。)、法第 72 条の規定に  
よる調整交付金(後期高齢者支援金及び病床  
転換支援金並びに介護納付金の納付に要する  
費用に係るものを除く。)、法第 72 条の 2 の  
規定による都道府県調整交付金(後期高齢者  
支援金及び病床転換支援金並びに介護納付  
金の納付に要する費用に係るものを除く。)、  
法第 72 条の 5 の規定による負担金、法第 74  
条の規定による補助金、法第 75 条の規定に  
よる補助金(後期高齢者支援金等及び病床  
転換支援金等並びに介護納付金の納付に要  
する費用に係るものを除く。))及び貸付金(後  
期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並  
びに介護納付金の納付に要する費用に係る  
ものを除く。)、法第 81 条の 2 第 1 項の規  
定による交付金並びにその他の国民健康保  
険事業に要す

等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額

(ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。)第 6 条第 6 項第 1 号に掲げる額(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和 38 年厚生省令第 10 号)第 6 条第 3 号から第 10 号まで及び附則第 7 条第 2 号に掲げる額の合算額を除く。以下同じ。)

(イ) 算定政令第 6 条第 6 項第 2 号に掲げる額

(ウ) 算定政令第 6 条第 6 項第 3 号に掲げる額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))の額並びに算定政令第 6 条第 6 項第 1 号に掲げる額並びに同項第 2 号及び第 3 号に掲げる額を除く。)の額

第 12 条～第 14 条 省略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第 15 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 基礎賦課総額の 100 分の 45.8 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 2 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 32 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の 100 分の 33.4 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世

る費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び法附則第 7 条第 1 項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。)を除く。))の額の合算額

(3) 当該年度における第 26 条第 1 項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

第 12 条～第 14 条 省略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第 15 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 基礎賦課総額の 100 分の 50 に相当する額を、基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 2 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 32 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の 100 分の 35 に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世

帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の 100 分の 20.8 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 省略

2・3 省略

第 15 条の 2～第 15 条の 6 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第 15 条の 6 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第 19 条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納

帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 100 分の 15 に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 省略

2・3 省略

第 15 条の 2～第 15 条の 6 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第 15 条の 6 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第 19 条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 26 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合には、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及

付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

第 15 条の 6 の 3・第 15 条の 6 の 4 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 15 条の 6 の 5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 45.8 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 9 の 2 に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 33.4 に相当する額を当該

び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 当該年度における法第 70 条の規定による負担金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第 72 条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第 72 条の 2 の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第 75 条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。)の額の合算額

(3) 当該年度における第 26 条第 1 項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第 15 条の 6 の 3・第 15 条の 6 の 4 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 15 条の 6 の 5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 50 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 9 の 2 に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 35 に相当する額を当該年

<p>年度の<u>前年度及びその直前の2箇年度の各年度</u>における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の <u>100分の20.8</u> に相当する額を当該年度の<u>前年度及びその直前の2箇年度の各年度</u>における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した<u>額</u>に4分の3を乗じて得た<u>額</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>第15条の6の6～第15条の6の10 省略 (介護納付金賦課総額)</p> <p>第15条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) <u>当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)</u></p> <p>(2) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u> ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国</p>	<p>度の初日における一般被保険者の数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の <u>100分の15</u> に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した<u>数</u>に4分の3を乗じて得た<u>数</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>第15条の6の6～第15条の6の10 省略 (介護納付金賦課総額)</p> <p>第15条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。<u>ただし、第26条第1項の規定による保険料の減免を行う場合には、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額</u></p> <p>(2) <u>当該年度における法第70条の規定による負担金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72の2の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>及び貸付金(介</p>
---	---

<p><u>民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>の額</p> <p>イ <u>その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)</u>のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p>第15条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の<u>合算額</u>の総額とする。</p> <p>2 省略</p> <p>第15条の9・第15条の10 省略 (介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>介護納付金賦課総額の100分の45.4</u>に相当する額を<u>介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)</u>の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>介護納付金賦課総額の100分の54.6</u>に相当する額を<u>当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金額賦課被保険者の数等を勘案して算定した数</u>で除して得た額</p> <p>2・3 省略</p> <p>第15条の12・第16条 省略 (普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第17条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から 同月30日まで</p>	<p><u>護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>その他国民健康保険事業に要する費用(介護納付金の納付に要する費用(介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。))に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額の合算額</p> <p>(3) <u>当該年度における第26条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額</u> (介護納付金賦課額)</p> <p>第15条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の<u>合計額</u>の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p>2 省略</p> <p>第15条の9・第15条の10 省略 (介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>介護納付金賦課総額の100分の50</u>に相当する額を、<u>介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)</u>の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>介護納付金賦課総額の100分の35</u>に相当する額を、<u>当該年度の初日における介護納付金額賦課被保険者の数</u>で除して得た額</p> <p>(3) <u>世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の15</u>に相当する額を、<u>当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数</u>で除して得た額</p> <p>2・3 省略</p> <p>第15条の12・第16条 省略 (普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第17条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 4月1日から 同月30日まで</p>
---	---



第2期 7月1日から 同月31日まで  
第3期 8月1日から 同月31日まで  
第4期 9月1日から 同月30日まで  
第5期 10月1日から 同月31日まで  
第6期 11月1日から 同月30日まで  
第7期 12月1日から 同月25日まで  
第8期 1月1日から 同月31日まで  
第9期 2月1日から 同月末日まで  
第10期 3月1日から 同月31日まで  
随時期 4月1日から 同月30日まで

2～4 省略

第18条 省略

(保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円)とする。

(1) 省略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に275,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に500,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した

第2期 5月1日から 同月31日まで  
第3期 6月1日から 同月30日まで  
第4期 7月1日から 同月31日まで  
第5期 8月1日から 同月31日まで  
第6期 9月1日から 同月30日まで  
第7期 10月1日から 同月31日まで  
第8期 11月1日から 同月30日まで  
第9期 12月1日から 同月25日まで  
第10期 1月1日から 同月31日まで  
第11期 2月1日から 同月末日まで  
第12期 3月1日から 同月31日まで  
随時期 4月1日から 同月30日まで

2～4 省略

第18条 省略

(保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円)とする。

(1) 省略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に270,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に490,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した

<p>日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項各号のア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「<u>540,000円</u>」とあるのは「160,000円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>第19条の2・第20条 省略</p> <p><u>第21条 削除</u></p>	<p>日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項各号のア及びイに規定する額(前項に規定する<u>第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額</u>)の決定について準用する。この場合において第15条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」(「<u>第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額</u>」)と読み替えるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「<u>第15条の8</u>」と、「<u>520,000円</u>」とあるのは「160,000円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>第19条の2・第20条 省略</p> <p><u>(保険料の徴収特例)</u></p> <p><u>第21条 保険料の所得割額の算定の基礎に用いる第15条第1項に規定する控除後の総所得金額及び山林所得金額の合計額が確定しないため、当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間における納期に徴収すべき保険料に限り、納付義務者にその者の前年度の保険料に相当する額(前年度において第18条の規定の適用があつた者については最終月分の賦課額に基づいて算定した年間見込額)を徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料が当該年度分の保険料に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料が確定した日以後の納期においてその不足額を徴</u></p>
---	--

<p>第 22 条 削除</p> <p>(保険料の納期前の納付)</p> <p>第 22 条の 2 1 省略</p> <p>2 前項の規定により、保険料を納期前に納付したもののうち、第 1 期の納期において当該納期分の保険料と併せて第 2 期から第 10 期までの保険料を一括して納付したときは、報奨金を交付することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>第 23 条～第 25 条 省略 (保険料の減免)</p> <p>第 26 条 1 省略</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、<u>納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第 26 条の 2 省略 (特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第 26 条の 3 1 省略</p> <p>2 前項の<u>届出に当たり</u>、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3</p>	<p><u>収し、すでに徴収した保険料が、当該年度分の保険料を超えることとなるときはその過納額を還付し、又は当該納付者の未納にかかる徴収額に充当する。</u></p> <p>(徴収の特例に係る保険料額の修正の申出)</p> <p>第 22 条 前条第 1 項の規定により保険料を賦課した場合においては、<u>当該年度分の保険料が、前年度の保険料の 2 分の 1 に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を徴収されることとなる者は、第 20 条の納入通知書の交付を受けた日から 30 日以内に、市長に前条第 1 項の規定により、徴収される保険料の修正を申し出ることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による修正の申出があつた場合においては、当該申出に相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の見込額を基礎として、前条第 1 項の規定により徴収する保険料を修正しなければならない。</u></p> <p>(保険料の納期前の納付)</p> <p>第 22 条の 2 1 省略</p> <p>2 前項の規定により、保険料を納期前に納付したもののうち、第 1 期の納期において当該納期分の保険料とあわせて第 2 期及び第 3 期の保険料を一括して納付したとき、又は、<u>第 4 期の納期において当該納期分の保険料とあわせて第 5 期から第 12 期までの保険料を一括して納付したときは、報奨金を交付することができる。</u></p> <p>3 省略</p> <p>第 23 条～第 25 条 省略 (保険料の減免)</p> <p>第 26 条 1 省略</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第 26 条の 2 省略 (特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第 26 条の 3 1 省略</p> <p>2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 17</p>
---	---

<p>号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第27条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別にこれを定める。</p> <p>第28条～第31条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 省略</p> <p>(平成26年度から平成32年度までの納期前の納付に係る報奨金の特例)</p> <p>第8条 平成26年度から平成32年度までの納期前の納付に係る報奨金に関する第22条の2第3項の規定の適用は、口座振替の方法により納付した場合は、同項中「100分の0.35」とあるのは「100分の2.1」とし、口座振替の方法以外の納付書による納付その他の方法により納付した場合は、同項中「100分の0.35」とあるのは「100分の1.05」とする。</p>	<p>条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。</p> <p>第27条 削除</p> <p>第28条～第31条 省略</p> <p>(委任規定)</p> <p>第32条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別にこれを定める。</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 省略</p> <p>(平成26年度から平成29年度までの納期前の納付に係る報奨金の特例)</p> <p>第8条 平成26年度から平成29年度までの納期前の納付に係る報奨金に関する第22条の2第3項の規定の適用は、口座振替の方法により納付した場合は、同項中「100分の0.35」とあるのは「100分の2.1」とし、口座振替の方法以外の納付書による納付その他の方法により納付した場合は、同項中「100分の0.35」とあるのは「100分の1.05」とする。</p>
---	---